

化学物質のリスクアセスメントの実施が義務となりました！！

■施行日 平成28年6月1日

徳島労働局労働基準部健康安全課

1 改正労働安全衛生法（リスクアセスメント等）の概要

平成24年に大阪府内の印刷会社において、労働者が高濃度の揮発性化学物質の蒸気に暴露し、胆管ガンを発症し労災認定を受ける事案、その後も化学物質管理が適切に行われていないことを原因とする労働災害が発生しています。

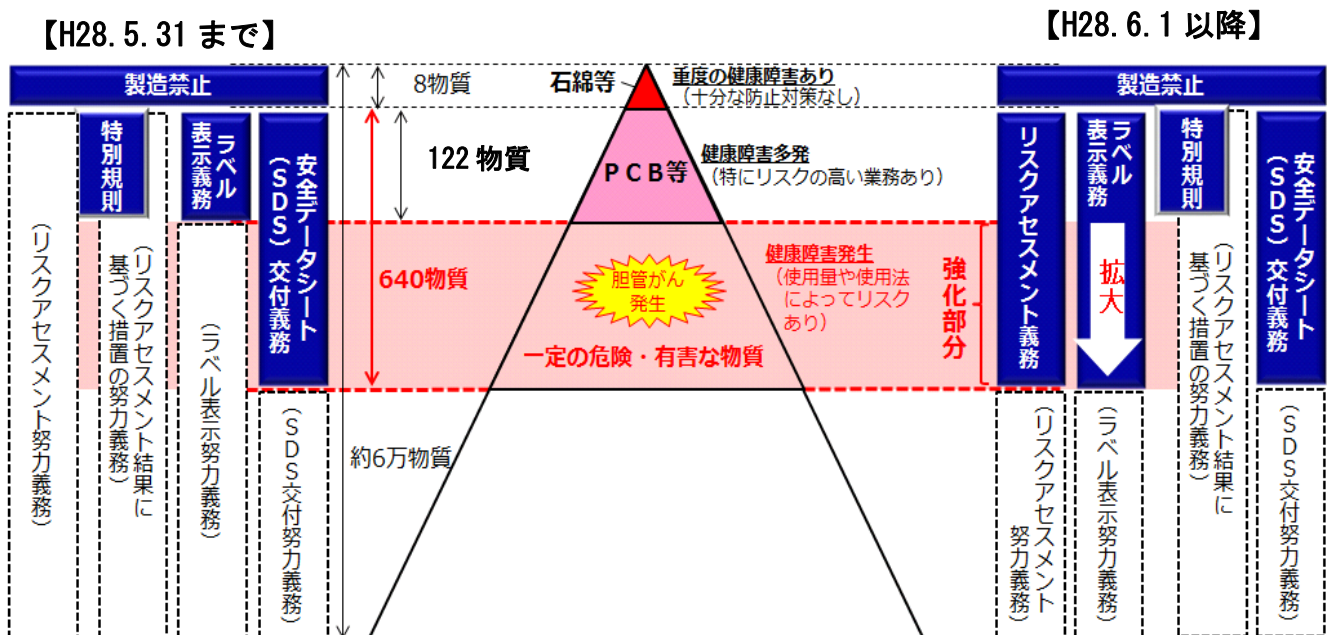
こうした状況を踏まえ、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）（以下「改正労働安全衛生法」という。）が平成26年6月25日に公布され、化学物質等の危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）等に関しては、**平成28年6月1日から施行**されています。

2 主な改正内容

主な改正内容は、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる**640の化学物質**等について、

- ① 譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示
- ② 安全データシート（SDS）の交付
- ③ 化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメント

の3つの対策を講じることが柱となっています。



3 リスクアセスメントとは・・・

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険又は健康障害を生じるおそれの程度を見積り、リスクの低減対策を検討することを言います。

4 対象となる事業場は・・・

業種、事業場規模に関わらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う**全ての事業場**が対象となります。さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

5 リスクアセスメントの実施義務の対象物質は・・・

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。対象は安全データシート（SDS）の交付義務の対象である640物質です。

640物質は以下のサイトで公開しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

職場のあんぜんサイト

検索

6 リスクアセスメントの実施時期（①～③は法律上の義務です。）

- ①対象物を原材料等として**新規に採用**したり、**変更**したりするとき
- ②対象物を製造し、又は取り扱う業務の**作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更**したりするとき
- ③前の2つに掲げるもののほか、対象物による**危険性又は有害性等について変化が生じたり、生じるおそれがあったり**するとき
- ④労働災害発生時
- ⑤過去のリスクアセスメント実施以降、機械設備等の経年劣化、労働者の知識経験等リスクの状況に変化があったとき
- ⑥過去に**リスクアセスメントを実施したことがない**とき

7 リスクアセスメントの実施手順

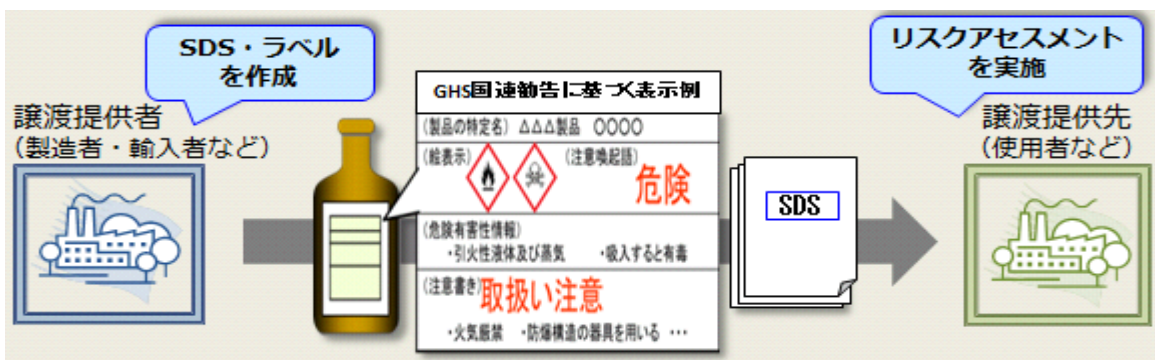
(1) 経営トップ等がリスクアセスメント導入について**決意表明**を行いましょ

う。リスクアセスメントとリスク低減措置を実施するための体制を安全衛生委員会等を活用して整えましょ

(2) 事業場において取り扱う化学物質等について、ラベル表示を確認して**安全データシート(SDS)**や作業手順書、作業環境測定結果等を入手ましょ

※ 厚生労働省では「**ラベルでアクション**」運動を実施しています。

(3) 対象物質について、リスクアセスメント等の対象となる業務を洗い出した上で、安全データシート(SDS)等を活用して危険性又は有害性を特定ましょ



(4) リスクアセスメントを実施ましょ

厚生労働省作成のリーフレット「**労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施ましょ**」において、①**マトリクスを用いた方法**、②**化学物質等の有害性とばく露の量を相対的に尺度化し、リスクを見積もる方法**、③**実測値を用いる方法**、④**コントロール・バンディングを用いた方法 (簡易なリスクアセスメント方法)**、⑤**ECETOC-TRA (ばく露推定モデル)** を用いた方法等が示されています。

(5) リスクアセスメントの結果に基づき、**法令で定められた事項は必ず実施**し、その上で、労働者の危険又は健康障害を防止するための内容を検討し、その結果を労働者に周知ましょ

なお、検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施するよう努めましょ

8 リスクアセスメント等に関する相談窓口

下記のとおり「化学物質管理に関する無料相談窓口」（平成28年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業」）を開設していますので、お気軽にご利用ください。

化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内

- 事務局：テクノヒル（株）（東京都中央区日本橋蛸殻町2-5-3 サンホルベビル4F）
- ご相談受付時間 平日 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）
- お電話でのご相談（無料）はこちらまで [050-5577-4862](tel:050-5577-4862)
- メールでのご相談（無料）はこちらまで soudan@technohill.co.jp



9 その他

例1) マトリクスを用いた方法

①負傷又は疾病の重篤度の区分

負傷又は疾病の重篤度	内容の目安
致命的・重大 ×	1) 死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの 2) 休業災害（1か月以上） 3) 一度に多数の被災者を伴うもの
中程度 △	1) 休業災害（1か月未満） 2) 一度に複数の被災者を伴うもの
軽度 ○	1) 不働災害やかすり傷程度のもの

②負傷又は疾病の可能性の度合い

負傷又は疾病の可能性	内容の目安
可能性が高い ×	1) 日常的に長時間行われる作業に伴うもので回避困難なもの 2) 日常的に行われる作業に伴うもので回避可能なもの
可能性がある △	1) 非定期的な作業に伴うもので回避可能なもの
可能性がほとんどない ○	1) まれにしか行われな作業に伴うもので回避可能なもの

③リスクの見積り表

①重篤度	致命的・重大 (×)	中程度 (△)	軽度 (○)
②可能性			
可能性が高い (×)	III	III	II
<u>可能性がある</u> (△)	III	II	I
可能性がほとんどない (○)	II	I	I

④優先度:

III: 直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。措置を講ずるまで作業停止する必要がある。十分な経営資源を投入する必要がある。

II: 速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。優先的に経営資源を投入する必要がある。

I: 必要に応じてリスク低減措置を実施する。

例2) 化学物質等の有害性とばく露の量を相対的に尺度化し、リスクを見積もる方法

①安全データシート（SDS）を用い、有害性レベルがどれに該当するか確認する。

有害性レベル	GHS有害性分類	GHS区分	化学物質等の例
A	・生殖細胞変異原性	区分1、2	クローム添加剤
	・発がん性	区分1	
	・呼吸器感作性		
B	・急性毒性	区分1、2	メタノール キシレン
	・発がん性	区分2	
	・特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1	
	・生殖毒性	区分1、2	
C	・急性毒性	区分3	アンチモン
	・特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1	
	・皮膚刺激性	サブクラス1A、1B又は1C	
	・眼刺激性	区分1	

C	・吸引性呼吸器有害性		
	・皮膚感作性		
	・特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分2	
D	・急性毒性	区分4	
	・特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分2	
E	・急性毒性	区分5	アセチレン
	・皮膚腐食性	区分2, 3	
	・眼刺激性	区分2	
	・その他のグループに分類されない粉体と液体		

②取扱量、揮発性・飛散性がどの区分に該当するか確認する。

区分	取扱量の目安
大量	ト, kℓ単位で計る程度の量
中量	kg, ℓ単位で計る程度の量
少量	g, ml単位で計る程度の量

区分	揮発性・飛散性の目安と例
高揮発・高飛散	高揮発性液体（沸点 50℃未満）、高飛散性固体（微細で軽い粉じんの発生する物） 例：アセチレン
中揮発・中飛散	中揮発性液体（沸点 50～150℃）、中飛散性固体（結晶質、粒状、すぐに沈降する物） 例：メタノール
低揮発・低飛散	低揮発性液体（沸点 150℃超過）、低飛散性固体（小球状、薄片状、小塊状） 例：アンチモン、クローム添加剤（クロム）、キシレン（防錆油）

③取扱量、揮発性・飛散性から「予想ばく露量」を推定する。

取扱い量 \ 揮発性・飛散性	高揮発・高飛散	中揮発・中飛散	低揮発・低飛散
	大量	EP4	EP4
中量	EP3	EP3	EP2
少量	EP2	EP1	EP1

④「①」と「③」から「化学物質の望ましい管理手法」を推定する。

有害性レベル \ 予想ばく露量	EP4	EP3	EP2	EP1
	A	4	4	4
B	4	4	3	2
C	4	3	2	1
D	3	2	1	1
E	2	1	1	1

⑤現在実施している管理手法を確認する。

管理手法	タイプ	内容
4	特殊	完全密閉又は専門家の提言に基づく対策の実施
3	封じ込め	密閉対策（少量の漏れがある）の実施
2	工学的対策	局所排気装置の設置、部分密閉等
1	全体換気	全体換気設備の設置
0	対策なし	保護具着用、保護具の着用なし



【健康有害性】

⑥リスクの見積り式 = ④化学物質の望ましい管理手法 - ⑤現在実施している管理手法

⑦優先度： 例）メタノール：2 = 4 - 2

リスク	優先度	
4	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。措置を講ずるまで作業停止する必要がある。十分な経営資源を投入する必要がある。
2又は3	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。優先的に経営資源を投入する必要がある。
1以下	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。